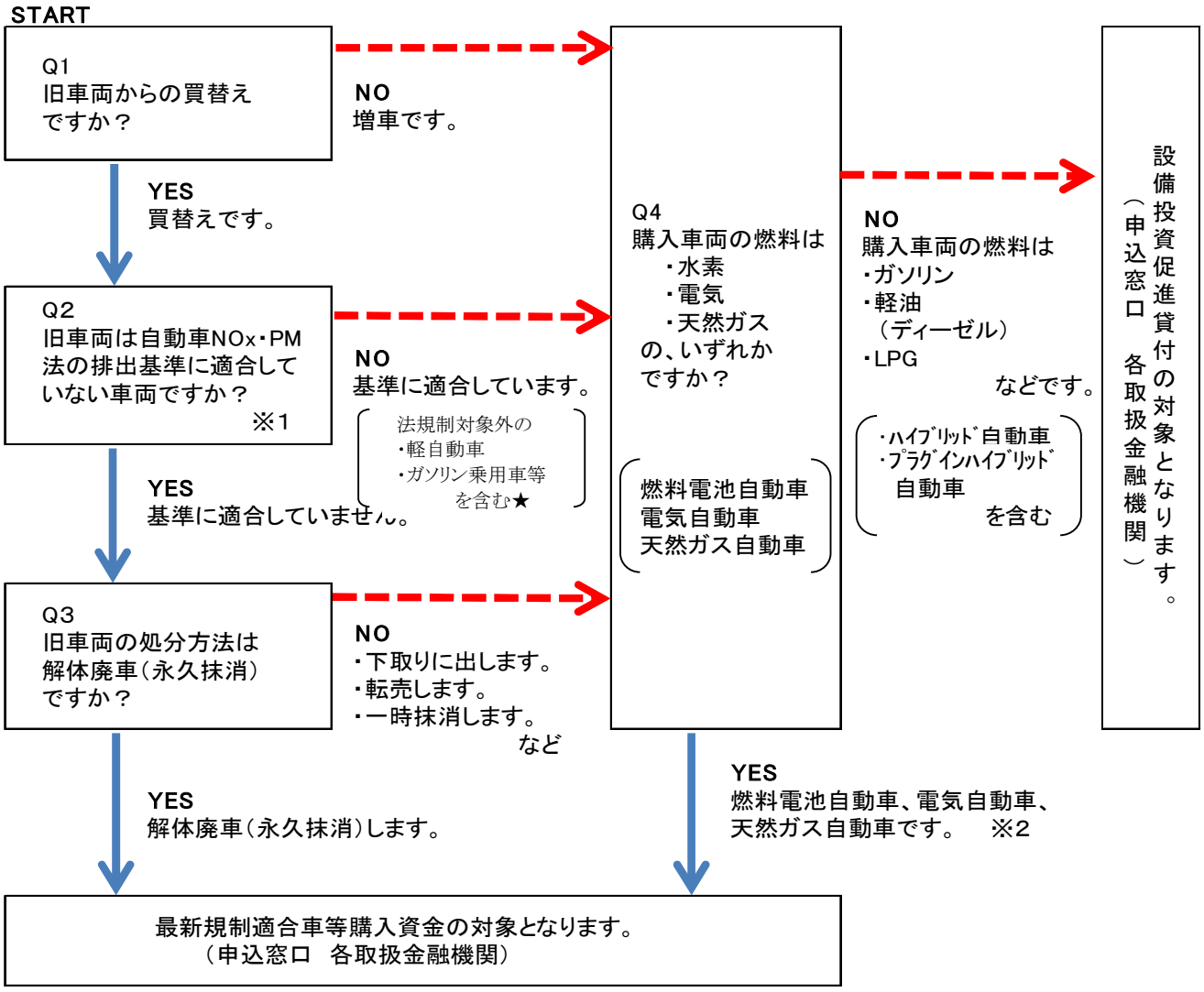
# 車両の購入にかかる対象資金確認フローチャート

車両の購入全般について設備投資促進貸付の対象となります。
ただし、特に環境負荷の低減が見込まれる場合（以下の①または②のいずれかの場合）は最新規制適合車等購入資金の対象となります。

① 自動車 $NO_x$・PM 法（大都市の大気汚染改善のため、自動車から排出される特定の物質に基準を設け、一部車両の登録を制限している法律）の排出基準に適合しない車両（貨物自動車、バス、ディーゼル乗用車又は特種自動車）（※１）からの買替えで、旧車両の解体廃車を伴う場合。

② 燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車（※２）を購入する場合（解体廃車要件なし）




## ※１ 自動車 NOx・PM 法排出基準に適合していない車両

排出基準に適合していない車両は、車検証の備考欄に「この自動車は NOx・PM 対策地域内に使用の本拠を置くことができません。」と記載されています。

なお、型式一覧については、環境省ホームページ「自動車 NOx・PM 法の排出基準に不適合の車」http://www.env.go.jp/air/mat/mat01_02.pdf をご参照下さい。

★ 軽自動車、特殊自動車、ガソリンまたは LPG を燃料とする乗用車は、自動車 $NO_x$・PM 法の規制対象外です。

## ※２ 市販されている代表的なメーカー名・車名

燃料電池自動車：トヨタ MIRAI、ホンダ CLARITY
電気自動車　　：日産リーフ、三菱ｉ－MiEV、テスラモデル S、BMWi3
天然ガス自動車：いすゞ○○○CNG

判断に迷われる場合は、兵庫県農政環境部水大気課（TEL：078-362-3287）までお問い合わせ下さい。